

# 令和8年度 田子町創業支援事業費補助金

1次公募締切／令和8年6月30日(火)必着(予算に達し次第、締切となります。)

町では、産業振興、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、町内で新たに創業・第2創業する方に対して必要な経費の一部を補助します。

## ○補助対象者

町内で創業・第2創業を行う者で、次の①から⑧の全てに該当した方が対象となります。

- ①補助金の交付決定の日から起算して1年を経過する日までの間に創業又は第2創業を行う者で、町内に主たる事業所(本社・本店等をいう。)を有し、又は設けようとするもの。
- ②移住者のうち、交付決定の日から起算して1年を経過する日までの間に町内で新たに創業し、事業開始が確実であるもの。また、起業後3年以上町に住所を有することが見込まれるもの
- ③個人事業主にあつては町内に住所を有するものとする。
- ④法人にあつては、事業の完了までに町内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われていること。
- ⑤事業を開始する店舗等において3年以上継続して営業できること。
- ⑥直近3か年分の町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。
- ⑦1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。
- ⑧補助の対象となる店舗等の所在区域において商店会団体等が組織されている場合にあっては、その構成員となり、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関するその他活動に積極的に参加すること。

## ○補助対象事業・補助額・補助率

町内で創業・第2創業により行う小売業・飲食業・サービス業・宿泊業・卸売業、製造業など

区分	業種	補助率	補助上限額
町内の方	新規創業 第2創業 小売店 サービス業 飲食業 宿泊業	3/4以内	100万円
	上記以外の業種	1/2以内	
移住の方	新規創業 全業種	3/4以内	

## ○補助対象経費

- ・店舗の外装、内装及び改修工事、店舗に固定される商品陳列棚や店舗看板の設置工事
- ・Wi-Fi、LAN環境の構築のための機器設置工事
- ・店舗等の借用に要する経費
- ・事業に必要なとなる什器及び機械・機器のリース・レンタルに要す経費
- ・店舗に固定される商品陳列棚や店舗看板の設置工事
- ・令和9年2月末までに工事が完了し、工事代金の支払いができる工事

# 田子町創業支援事業費補助金の申請から交付までの流れ

## 1 町で実施している創業相談会への参加

事業計画書の作成や資金調達方法などを創業に関わる相談・アドバイスを行います。  
当補助金の申請を希望の方は、必ず相談会に参加し事業計画書の作成指導を受けてください。



## 2 <申請者>申請書の作成・提出

下記の田子町創業支援事業費補助金申請書類を作成・提出してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款・規約・会則等の写し(個人の場合は職務経歴書)
- (3) 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類の写し(個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し)
- (4) 店舗等が賃貸である場合には賃貸借契約書の写し、売買である場合には土地・建物の登記事項証明書
- (5) 収支予算書
- (6) 見積書又は設計書、位置図、各種図面等(写し)
- (7) 施工前の写真又は工事箇所の写真
- (8) 許認可等証書又はその申請書類の写し
- (9) 納税証明書等の未納がない証明文書



## 3 <町>審査後、補助金交付決定通知書発行



## 4 <申請者>事業の実施



## 5 <申請者>実績報告

田子町創業支援事業費補助金実績報告書と次の書類を提出してください。

- (事業完了後、30日以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日まで)
- (1) 収支決算書
  - (2) 事業実績を確認することができる領収書等
  - (3) 事業内容を確認することができる(施工中・施工後)の工事写真帳等



## 6 <町>書類確認後、交付確定通知書を交付



## 7 <申請者>田子町創業支援事業費補助金請求書を提出

■補助事業の申請・問い合わせ先(お気軽にお問い合わせください)  
田子町役場商工振興課2次3次産業戦略推進グループ  
TEL:0179-20-7114 Mail:takko0402a@town.takko.lg.jp

